

尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業について

1 目的

尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業は、子どもを養育している家庭の保護者が、病気や育児疲れ、冠婚葬祭などの社会的事由によって家庭での養育が困難となった場合に、子どもを預けることにより、保護者の育児負担の軽減等を図るほか、児童虐待の未然防止や再発防止につなげることを目的とする尼崎市子育て家庭ショートステイ事業の実施において、利用を希望する児童と受け入れを希望する里親とのマッチングを円滑に行い、ショートステイ事業の利用促進につなげることを目的とする。

2 事業内容

尼崎市子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業（以下「マッチング事業」という。）内容については次のとおりとする。

(1) ショートステイ里親の登録・管理等に関する業務

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の19に定める養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録された里親のうち、尼崎市子育て家庭ショートステイ事業（以下「ショートステイ事業」という。）により児童の養育又は保護を委託する里親（以下「ショートステイ里親」という。）について、その登録事務及び名簿管理等に関する業務

イ ショートステイ里親の募集及びこれらに付随する業務

(2) ショートステイ里親のマッチング業務

ア ショートステイ事業の利用を希望する保護者のうち、ショートステイ里親による養育又は保護を希望する保護者及びその児童と、当該保護者及び児童の受け入れが可能なショートステイ里親とのマッチング等の業務

イ 養育又は保護を受ける児童及び保護者と、ショートステイ里親との顔合わせ並びにショートステイ実施における児童の受け渡し及び立ち合いに関する業務

ウ ショートステイ里親が養育又は保護を受ける児童の受け入れに必要な物品（チャイルドシート、ベビーカー及び子供用布団等）の準備及びショートステイ里親への貸出に関する業務

(3) ショートステイ里親の相談支援等対応業務

ア 養育又は保護を受ける児童及びその保護者に係るショートステイ里親からの相談支援等に関する業務

イ 養育又は保護を受ける児童及びその保護者とショートステイ里親の間で発生したトラブル及び苦情等への対応等の業務

(4) マッチング事業等の啓発、周知及び利用促進に関する業務

(5) 関係機関との連携による支援等に関する業務

以 上